

## 議第86号

## 京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 (2)の項中「91,000」を「92,000」に改め、同表(3)の項中「820,000」を「830,000」に、「990,000」を「1,010,000」に、「1,100,000」を「1,120,000」に、「1,400,000」を「1,420,000」に、「1,640,000」を「1,660,000」に、「3,850,000」を「3,880,000」に、「5,090,000」を「5,100,000」に、「1,120,000」を「1,130,000」に、「1,330,000」を「1,340,000」に、「1,480,000」を「1,500,000」に、「2,120,000」を「2,140,000」に、「4,330,000」を「4,350,000」に改め、同表(4)の項中「91,000」を「92,000」に改め、同表(15)の項中「950,000」を「990,000」に、「1,650,000」を「1,720,000」に、「3,180,000」を「3,320,000」に、「3,890,000」を「4,060,000」に、「4,450,000」を「4,650,000」に改め、同表(17)の項中「410,000」を「430,000」に、「920,000」を「960,000」に、「1,160,000」を「1,210,000」に、「2,830,000」を「2,950,000」に、「3,470,000」を「3,620,000」に、「4,000,000」を「4,170,000」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定する必要があるので提案する。